

第 2 2 期

第 4 回大分県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催日時 令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 1 4 時 3 0 分

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階研修室

第 2 2 期大分県内水面漁場管理委員会 第 4 回委員会

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 1 4 時 3 0 分

2. 開催場所 大分県水産会館 5 階研修室

3. 出席委員 北 西 滋
久寿米木 洋子（会長職務代理、議長）
秦 香 織
横 松 芳 治
後 藤 公 成
松 原 かおり
秦 和 恵

欠席委員 山 下 あづさ
宮名利 光 廣

漁業管理課 平川参事、三ヶ尻課長補佐、山田主幹、甲斐主任、利光主事

水産振興課 高田課長、安樂課長補佐、平野技師

臨席者 幸 敏明（鶴崎漁協）、新田 忠（鶴崎漁協）、木本圭輔
（水産研究部）

4. 議事録署名委員 秦（香）委員、横松委員

5. 審議事項及び審議結果

第 1 号議案 令和 7 年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について

審議の結果 報告のとおり確認した

第 2 号議案 令和 8 年度第五種共同漁業の増殖計画について

審議の結果 報告のとおり確認した

第 3 号議案 公共用水面からのこいの持ち出しの制限について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第 4 号議案 公共用水面へのこいの放流の制限等について

審議の結果 第 5 号議案	原案のとおり委員会指示を発出することに決した 知事許可漁業の制限措置及び申請期間について
審議の結果 第 6 号議案	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した 大野川漁業協同組合及び鶴崎漁業協同組合の第五種共同漁業権 に係る遊漁規則の変更について
審議の結果 第 7 号議案	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した 堅田川漁業協同組合の第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更 について
審議の結果 第 8 号議案	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した 大分川漁業協同組合の第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更 について
審議の結果	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した

6. 審議概要

参 事

皆様、よろしいでしょうか。

本日の委員会を始める前にお知らせがあります。

委員の皆様には既にご報告しておりますが、本委員会の手島勝馬会長が、7月3日にお亡くなりになりました。手島会長は当委員会において、平成28年から令和6年まで2期8年間委員を務められ、今期からは会長を務めていただいております。

これまでの大分県の内水面漁業に関する漁業調整並びに漁業秩序の維持、そして内水面漁業の振興に多大な御貢献をいただきましたことに敬意を表するとともに、故人のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表するため、黙祷を捧げたいと思います。

皆様、その場で御起立をお願いいたします。

黙祷。

お直りください。ありがとうございました。ご着席ください。

なお、手島会長のご葬儀には、委員会親睦会の規定に従い、ご香典とお花を供えさせていただきましたので、ご報告します。

それでは、ただいまから第22期第4回大分県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の進行を務めます漁業管理課の平川です。よろしくお願いします。

本委員会については、手島会長のご逝去により会長が不在となっております。

事務局としましては、本日、会長の互選を行うのではなく、後任の委員を選任したうえで、年明けごろに開催予定の次回委員会にて会長の互選を行うのが良いのではないかと考えております。

つきましては、本日の議事進行及び委員会指示等の発出者については、大分県内水面漁場管理委員会事務規定第4条第3項で「会長に事故のあるときは、委員が互選した委員がその職務を代理する」とこととされておりますので、会長職務代理である久寿米木委員にお願いするのがよいと考えております。

皆様いかがでしょうか？

委員一同

異議無し

参 事

ありがとうございます。それでは、本日の議事進行等について久寿米木会長職務代理にお願いしたいと思います。

久寿米木委員は議長席へご移動をお願いします。

参 事

それでは、本日の委員の出席状況ですが、定員10名中7名が出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第173条による漁業法第145条第1項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。

ここで、本来であれば大塚農林水産部審議監からごあいさつをいただくところですが、本日は別の公務のため出席できないということですので、挨拶については省略させていただきたく存じます。

参 事

続いて本日の資料ですが、本日はタブレットを用いて説明しますので、タブレットの中に議案書があるかを確認してください。途中で画面が飛んでしまったり不都合があった場合は、議事進行中でも、挙手してください。担当者が補助します。また、紙の議案書が必要な方は、お申し付け下さい。

また、全国内水面漁場管理委員会連合会の会報をお配りしてい

ますのでお持ち帰りください。

ここで、お手元の「職員出入り表」をご覧ください。令和 8 年 4 月 1 日付けの人事異動にともない、事務局の関係職員の異動がありましたので、自己紹介いたします。

(山田主幹 自己紹介)

参 事 それではこれより議事に入ります。先ほどご説明した通り、大分県内水面漁場管理委員会事務規程第 4 条第 3 項及び第 8 条第 1 項に基づき、本日の議長は久寿米木会長職務代理にお願いいたしますので、以降の進行をよろしくお願いします。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。本日は、秦香織委員と横松委員にお願いします。

それではこれより議事に入ります。

第 1 号議案の「令和 7 年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」と第 2 号議案の「令和 8 年度第五種共同漁業の増殖計画について」とは、相互に関連がありますので、これを一括して審議したいと思います。

まず、事務局から提案理由を説明してください。

参 事 それでは第 1 号議案と第 2 号議案につきまして、一括してご説明します。

お手元の議案書の 2 ページをご覧ください。

第 1 号議案「令和 7 年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」です。内水面における第五種共同漁業の免許の要件として、漁業法第 168 条に「当該漁業の免許を受けた者が、当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定められています。このため、令和 7 年度の増殖実績について、漁業権者である各内水面漁協からの報告に基づき、増殖義務に見合った実績になっているかを確認していただくものです。

なお、本県では当該年度の組合総経費の 30% 以上を増殖事業に充てることとしています。

議案書の 3 ページをご覧ください。

令和 7 年度最終実績表を載せています。この表は、令和 7 年度の組合決算に基づき組合経費総計及び増殖事業に要した経費を魚種ごとに作成したものです。

なお、令和 7 年度の各漁協の増殖計画につきましては、昨年 7 月 31 日に開催されました第 22 期第 2 回委員会でご確認をいただいております、その資料を 4 ページに掲載しています。

最初にこの表の見方についてご説明しますので 3 ページの表の 1 番上をご覧ください。①から⑦までの番号を付しています。

①は、組合の年間の総経費です。

②は、増殖事業費の内訳です。

③が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申し上げました 30% 以上必要というのはこの数字です。

④、⑤、⑥は増殖事業の内訳で、④が種苗放流、⑤が産卵場造成、⑥がその他となっていて、上の欄が量で、下の欄が金額です。

最後の⑦は各漁協の事情や、「えのは」が「やまめ」なのか「あまご」なのかということを記載しています。

さて、確認事項となります③の「増殖事業費割合」につきまして、各漁協の状況を見てみますと、免許番号 1 の山国川漁協ですが、46.4%と 30% を超えています。

以下、免許番号 2 の一番上の駅館川漁協から免許番号 12 の津江漁協まで、すべての漁協において 30% を超えています。

④の増殖事業の放流魚種別内訳で、こいの放流につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の継続を図ることが必要とされており、水産庁の指導に基づき「こいについては放流しなくても増殖していないことにはならない。」という取り扱いになっています。

県下における年間の増殖金額につきましては、②の増殖事業費の内訳の計の欄の 1 番下をご覧ください。9,489 万 8 千円となっておりまして、次のページに令和 7 年度の計画を掲載しておりますが、計画の 9,622 万 8 千円と同程度の増殖事業が実施されております。

続きまして、5 ページの第 2 号議案「令和 8 年度第五種共同漁業の増殖計画について」です。各漁協の増殖計画については、次

の6 ページをご覧ください。

一覧表の③の増殖事業費割合のとおり、山国川漁協の46.9%からはじまり、免許番号12の津江漁協の62.9%まで各漁協それぞれ増殖義務の基準値である30%を超えています。

したがって、各漁協の増殖実績及び計画については、増殖義務に見合ったものであると認められます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があればお伺いします。

横松委員

実績の中で、桂川漁協のカワウ駆除ということで実際にどういったことをやったのか分かれば教えてください。追っ払いとかそういうのが多いと思うんですけど。

甲斐主任

桂川漁協につきましては、あゆを守る目的でカワウ駆除をして、その人件費としてこの資料に記載しているように165,000円を支出したと報告を受けています。具体的に何をやったかまでは確認できていません。

横松委員

鉄砲で駆除をするの。

平野技師

カワウの駆除については、鉄砲で撃つことが一般的で、防除方法としましては、テグスを張ったり、花火で追い払いだったり、ネットを敷いたりというのが一般的です。

桂川の実績については、申し訳ないですがこちらでは分かりません。

後藤委員

大野川漁協などでもくずがにの汲み上げ放流というような記載があります。大分川漁協のあゆもなんですけど、これは増殖という意味ですか。

甲斐主任

水産庁からの助言がありまして、増殖義務については、基本的に放流とか産卵場造成などが当てはまるんですが、例えば堰とかで川の上流と下流が分断されて自然の状態では上がれないような

場所で下に溜まっている魚を取り上げて上流側に汲み上げ放流する、これも増殖行為にあたるということで、これを実施したということで報告が上がってきたものです。大分川のあゆについても同じ報告がきています。

後藤委員 これは漁協さんの考えということでよろしいでしょうか。

甲斐主任 もくずがにについては、なかなか種苗が手に入らないという事情もあって、一方で何らかの増殖行為が必要ということで、漁協さんの方で考えて実施されていると伺っています。

後藤委員 ではその費用は、ここの増殖費用に含まれているということでよいですか。

甲斐主任 大野川漁協については、外部からもらったお金を使って実施しているということで資料上はその金額が見えませんが、実施したのは間違いないということで報告を受けています。

議 長 他にご意見もないようですので、まず、第1号議案について審議いたします。第1号議案については、報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第1号議案については報告のとおり確認したこととします。

次に、第2号議案について審議いたします。第2号議案については報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第2号議案については報告のとおり確認したこととします。

次に、第3号議案の「公共用水面からのこいの持ち出しの制限について」と第4号議案の「公共用水面へのこいの放流の制限等

について」とは関連がありますので、一括して審議することとします。

事務局は提案理由を説明してください。

参 事

議案書の7ページをご覧ください。第3号議案「公共用水面からのこいの持ち出しの制限について」です。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示により知事が定めた公共用水面からコイを持ち出しての他水域への放流を禁止しています。

「公共用水面」というのは、公共の用に供される河川等の水域のことです。

次に、第4号議案の「公共用水面へのコイの放流の制限等について」ですが、11ページをご覧ください。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示により公共用水面にこいを放流する場合の要件を義務づけるとともに、公共用水面へのこいの遺棄を禁止しています。

この第3号議案と第4号議案の委員会指示の有効期間が本年8月31日で終了するため、知事から大分県内水面漁場管理委員会会長あて、昨年と同様の内容で、令和8年9月1日から翌年8月31日までを新たな有効期間とした委員会指示の発出が依頼されています。

8ページをご覧ください。知事から本委員会会長あての依頼文の写しを掲載しています。

依頼の内容は、①といたしまして、こいを持ち出しての他水域への放流禁止、②といたしまして、こいを放流する場合の要件の義務づけ、③といたしまして、公共用水面へのこいの遺棄禁止の3項目を内容とする委員会指示の発出要請です。

委員会指示の内容については、それぞれの告示案で説明いたします。9ページをご覧ください。こちらは要望①に対応した委員会指示の案です。

漢数字一の「指示の内容」として、「公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっていると疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。この場合、知事は、

当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。」としています。1行目「公共用水面及びこれと接続一体を成す水面」とは、河川はもちろんのこと、河川とつながっているため池などを想定したものであり、河川に生息するコイが移動可能な水域をもれなく示す表現としています。

3行目「委員会が承認した場合」とは、試験研究などの場合を想定しており、事務局において放流の目的等を確認し、必要性が認められれば承認することとしています。同じく3行目「こいを持ち出して他の水域に放流してはならない」とは、他の河川等に放流してはいけないということです。

また、4行目で、知事が水域の範囲について速やかに公表することが規定されています。次の10ページに知事が公表する告示を掲載していますが、これらの水域は、これまでにコイヘルペスウイルス病が発生している水域ということになります。

現行の委員会指示の有効期限が8月31日までとなっていることから、これらの水域についても新しい委員会指示に基づいた形で改めて県のホームページや県報告示で公表を行う予定です。

9ページにお戻りください。漢数字二の「指示の期間」は、令和8年9月1日から令和9年8月31日までの1年間としています。

次に、12ページをご覧ください。こちらは要望②と③に対応した委員会指示の案となります。

漢数字一の「指示の内容」において、「コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。」とし、放流を行う際の要件を、1の（一）において「コイヘルペスウイルス症の発生が確認された水域のこいでないこと」、（二）において「PCR検査の結果が陰性であること」と定めます。

また、2では「生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体と成す水面へのこいの遺棄」を禁止します。

漢数字二の「指示の期間」は、令和8年9月1日から令和9年8月31日までの1年間としています。

ここで、コイヘルペスウイルス病の発生状況について、担当課の水産振興課からご説明いたします。

水産振興課の平野です。

資料 1 3 ページの「内水面漁場管理委員会資料コイヘルペスウイルス病」と表記している資料をご覧ください。

1 4 ページをお開きください。まず、コイヘルペスウイルス病の概要についてご説明させていただきます。この病気はマゴイやニシキゴイがコイヘルペスウイルスに感染することで発症します。

このウイルスはコイだけに感染して他の魚に感染することはありません。人に感染することもなく、仮に感染したコイを食べても人体に影響が及ぶことはありません。

一方で、感染したコイの死亡率は高く、養殖業などに大きな被害を及ぼします。主な感染経路は接触感染であり、潜伏期間は 2 ～ 3 週間とされています。感染の有無はPCR検査等によって診断できますが、治療法は今のところありません。

発生状況について、コイヘルペスウイルス病は国内外で発生しており、日本では 4 7 都道府県全てで発生が確認されています。そのため、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定され、養殖業において発生が確認された場合は、同法に基づくまん延防止措置がとられます。

1 5 ページをご覧ください。疾病の全国並びに本県での発生状況を示した資料です。1 の 2) をご覧ください。令和 8 年度の全国のコイヘルペスウイルス病の発生状況ですが、7 月 2 1 日までに、新潟県で 1 件、さらに、資料には載せていませんが、7 月 2 8 日までに山形県と愛媛県で 1 件の発生が確認されています。

2 に本県の発生状況を示しています。2) をご覧ください。平成 1 5 年から令和 8 年現在までの発生状況を示しています。平成 2 1 年度以降は未報告水域での発生のみを計上していますが、平成 2 2 年 1 0 月以降は未報告水域での新たな発生は確認されておりません。

一方で、国は、コイヘルペスウイルス病の蔓延防止の観点からコイの放流は自粛する方針を掲げており、今年度も継続しております。このため、引き続き感染拡大を防ぐために委員会指示を発出していただき、蔓延防止の措置をお願いいたします。

続いて、1 6 ページは過去本県で発生した場所を地図に落とし

たものです。

17ページをご覧ください。この資料は、県内の主な河川等における発生場所を水域等で区分けした地図です。既発生水域を赤色、未報告水域を青色で示しています。

18ページになりますが、コイヘルペスウイルス病が疑われる場合の対応方針を示しています。もし異常があった場合には、この資料をもとに対応します。

コイヘルペスウイルス病については、以上です

参 事

以上で、第3号議案と第4号議案の説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、この件につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

横松委員

最近大分県ではコイヘルペスウイルス病は発生していないんですけど、全国的にはぱらぱらと発生しているようですが、全国的に広がる恐れというのはいないんですね。

今年発生した他の県は、大量に死んだとかあるんですか。

平野技師

農林水産省が出しているコイヘルペスウイルス病の発生状況を見ながら資料を作っているのですが、どれくらい死んだのかについては記載がなくて、どれくらいの被害があったかは分かっていない状況です。

ただ、基本的には接触感染になりますので、コイヘルペスウイルスを持っているコイが他の河川に行かない限り増えることはないので、放流等をしなければ基本的には未発生水域では発生しないはずです。

横松委員

発生場所は養殖場か天然水域か、それは確認できますか。

平野技師

愛媛県については、情報がでていて、公園の中の湧水池で発生している。河川の水を引いているので、その水域については、コイの持ち出しと放流を制限する措置が取られています。

秦（和）委員

コイヘルペスウイルス病と思われるような死に方をしているコ

	イが時々見受けられるんやけど、コイが死んだときにウイルスがどの程度のときまで魚体に残るのか分からないような気がする。死んでしまったらウイルスがないんですよ。
平野技師	状態が悪ければPCR検査が難しくなるので、見つけた場合は状態のよいものを冷凍とか冷蔵で持ってきていただけると検査できると思います。
横松委員	大量に死んでいるとかはないですね。
秦（和）委員	大量にはない。時々死んでいるのがいて、どうしたんかなというのがあって、ある程度腐乱しているときは検査できないよね。
議 長	死んだときは一応検査をしようとはするんですよ。死んだ原因というか。
横松委員	大量に死んでいるときですね。
秦（和）委員	組合員もそこまではしない。
議 長	他にご意見もないようですので、まず、第3号議案について審議します。第3号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
委員一同	異議なし
議 長	異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり承認し、委員会指示を発出することといたします。 次に、第4号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
委員一同	異議なし
議 長	異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり承認し、委員会指示を発出することといたします。

参 事

次に第５号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

議案書の１９ページをご覧ください。

うなぎ稚魚漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第５８条において読み替えて準用する法第４２条第３項及び法第１７１条第４項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

２０ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

２１ページをご覧ください。「１ 制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

漁業調整規則第４条第１項のウナギ稚魚漁業いわゆるシラスウナギ漁について、許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。公示する制限措置については、漁業法及び漁業調整規則の規定により、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「２ 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。「うなぎ稚魚漁業」は、海面又は内水面において、夜間に灯火で水面を照らしながら、すくい網によりうなぎ稚魚を採捕する漁業で、漁獲対象種は「全長１３センチメートル以下のうなぎの稚魚」です。

公示の背景としましては、許可の有効期間の満了に伴う許可の更新、うなぎ稚魚漁業許可受有者からの要望に伴う操業区域の変更となっています。

２２ページをご覧ください。まず、操業区域の変更要望の概要について説明します。現在、左側の図のとおり１５-１-２と１５-１-３の境界は大分市大字坂ノ市と本神崎の間になっていますが、このうち１５-１-２と１５-１-４の操業区域を拡大し、境界の位置を大分市関崎と愛媛県佐田岬を結んだ線まで移動させて欲しいという内容です。右側の図をご覧ください。青い点線がこれまでの境界ですが、これを右側の青い実線まで移動させるというものです。操業

区域によっては、来遊するうなぎ稚魚が少ないため、操業区域を広げることによって安定的にうなぎ稚魚漁業を営めるようにしたいとの要望趣旨になります。なお、15-1-3の操業区域については縮小される形になりますが、現在当該操業区域で操業されている漁業者の方の同意は得られている状況です。

議案書の28ページから30ページに要望書と同意意見を添付しておりますので、後ほどご確認下さい。

23ページをご覧ください。次に、昨年度から進めてきました操業区域の変更手続き経過について説明します。

昨年度、要望書が提出され、令和8年2月に当委員会および海区漁業調整委員会で操業区域の変更内容と変更スケジュールについてご説明しました。その後、令和8年漁期終了後の令和8年5月8日から6月7日までの約一か月間パブリックコメントを実施し、広く県民の方から操業区域の変更について意見を募りました。結果としては、操業区域の変更について、意見の提出はありませんでした。今後は、本日の当委員会と8月下旬の海区漁業調整委員会で諮問させて頂き、答申を頂いた後、支障がなければ令和8年11月頃に制限措置の公示を行いたいと考えています。

それでは、本件公示の制限措置の内容について、実際の公示案により説明します。昨年度の公示からの変更点は、年次の修正、操業区域の変更の2点となっており、その他の内容についての変更はございません。

次の24ページをご覧ください。

ウナギ稚魚漁業につきましては、天然ウナギ資源の保護の観点から、制限措置案が作成されており、操業区域以外は、基本的に昨年度と同様の内容となっていますので、代表して表の中段の「番号15-1-2」で概要を説明します。

左の欄から、漁業種類はうなぎ稚魚漁業で、許可すべき漁業者の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数はいずれも「定めなし」です。

操業区域は文言で表記しているとおりですが、26ページに地図を掲載しています。24ページにお戻りください。例えば、15-1-2ですが「国東市から大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第3号及び内共第8号の共同漁業権の漁場区域を除く。」となって

います。

次に漁業時期ですが、「1月15日から4月30日まで」としています。なお、漁業時期については、例年水産庁から示される技術的助言に基づいて、この漁業時期の中で、実際に採捕することができる期間を許可の条件として定めます。

次の欄の漁業を営む者の資格は、「次の（１）及び（２）に該当する者。（１）内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可（以下「指定養殖業の許可」という。）を有する者（以下「養殖業者」という。）であってにほんうなぎの池入割当量を有する者。（２）大分県漁業調整規則第4条第1項第2号の規定によるうなぎ稚魚漁業許可に基づき、当該操業区域の令和8年採捕実績（以下「採捕実績」という。）を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継したときは、この限りでない。」としています。

なお、番号15-1-1から15-1-4までが養殖業者、15-2-1が養殖業者への供給目的に採捕する内水面漁協、15-3-1が放流用に採捕する内水面漁協に対する許可の制限措置となっております。

一番右の欄の申請期間については、次の項目で説明します。以上が、制限措置の内容についての説明です。

27ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合は、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする周年とします。今回は、後者に該当するため、申請期間は周年となっております。申請期間については以上です。

なお、ご参考までに「許可の有効期間」については、大分県漁業調整規則に規定されているとおり、許可の日から1年間とします。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間については以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意

見・ご質問はありませんか。

後藤委員 しらすの漁獲量はどのなんですか。

山田主幹 令和８年漁期の漁獲実績は６５kgとなっています。

後藤委員 それは年々減っているとか増えているとかはあるんでしょうか。

山田主幹 ここ数年はむしろ獲れているような傾向にあります。３年前が少なく、去年より今年の方が１．３倍ほど獲れています。

後藤委員 増えているということなんですね。

山田主幹 極端に減少しているというような状況ではないです。

秦（香）委員 １５－１－１と１５－１－２の方はうなぎの池入割当量を有する者となっていますが、その時々にはこのくらいいけるよというのを毎回申請されているんですか。

 １５－１－４の広い範囲で獲れる方はとても大きい池をもっているから中津から大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線までの結構広い範囲で獲れるという認識でよいのでしょうか。

三ヶ尻課長補佐 まず最初の質問ですが、水産庁の養殖の許可というのがあります。２４ページを見ていただいて、漁業を営む者の資格の中に指定養殖業の許可を有する者であってにほんうなぎの池入割当量を有する者とありますが、これは水産庁が養殖して良いという許可を出しており、その申請を採捕者の方は毎年されています。池入量は基本的には同じ量で申請して許可されているという状況です。また、１５－１－４の方は水産庁の養殖許可を承継され、許可を２つ持っているので多く養殖でき、同時に採捕の許可も承継し、広く採れるようになっています。

議 長 他にご意見もないようですので、第５号議案については原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議 長

異議がないようですので、第５号議案は原案のとおり異議のない旨を知事に答申することとします。

続いて第６号議案の「大野川漁業協同組合及び鶴崎漁業協同組合の第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事

第６号議案についてご説明いたしますが、まずは遊漁規則に関する制度をご説明します。

３２ページをご覧ください。

遊漁規則とは、漁業法第１７０条第１項に基づき、第五種共同漁業の免許を受けた者、すなわち漁業権者たる内水面漁業協同組合が、組合員以外の者のする採捕を制限しようとするときに定める規則です。遊漁規則を定めたときは、組合員以外の者、すなわち遊漁者に対しては、遊漁規則が適用されます。遊漁者が遊漁規則に違反した場合、例えば遊漁料を支払わない場合は漁業権侵害となりえます。

なお、漁業権者が遊漁規則を定めない場合は、遊漁を制限することはできませんので、遊漁者は自由に遊漁できることとなります。

次の３３ページをお開きください。遊漁規則に記載することとなっている事項は、漁業法第１７０条第２項及び漁業法施行規則第５７条で列記されており、その内容はお手元の資料のとおりです。

次の３４ページをお開きください。遊漁規則の改正の流れをまとめています。まず、①のとおり、漁業権者が希望する改正内容の案を、新旧対照表及び変更理由書とともに作成することから始まります。改正内容の案ができましたら、②のとおり事前に県と協議し、改正内容が漁業法第１７０条第５項に定める、県が認可する要件に該当するものであるかどうかについて確認、調整を行います。この認可する要件につきましては、のちほどご説明いたします。

漁業権者と県で事前協議が整いましたら、③のとおり漁業権者は総会又は総代会に改正内容を諮り、出席正組合員の過半数の賛成により議決します。その後、④のとおり漁業権者は県へ認可申請します。

次の⑤として赤字で囲っている部分が本日の内水面漁場管理委員会です。漁業権者から遊漁規則の変更認可申請を受けたときは、知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない旨が漁業法第170条第4項に定められています。

本日の委員会で各遊漁規則の変更について、異議なしとの意見をいただきましたら、県は認可手続きを行います。その後、変更内容について県報及び県のホームページに掲載する方法により公示し、遊漁規則の改正の一連の手続は終了します。

次の35ページをお開きください。遊漁規則の認可要件です。知事が遊漁規則を認可する要件として、漁業法第170条第5項では「遊漁を不当に制限するものでないこと」と「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の二つが定められています。

これらの内容について、具体的な考え方については水産庁の通知において解説されています。

「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁場紛争の防止その他組合員の生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外の制限をいうものと解されています。一方で、組合が行使規則で組合員に課している、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課することは不当ではないとされています。そのため、例えばアユの産卵場の保護のため、組合員及び遊漁者に同一の内容で禁漁区域を設けることは、不当な制限には当たらないということになります。

「遊漁料の額が妥当」かどうかについては、水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を妥当に算定されているかを確認のうえ、当該費用が組合員と遊漁者とで公平に負担されているかどうかで判断することとされています。この際、公平性は漁場の利用度、すなわち人数の比率、採捕日数の比率、漁獲量の比率等を勘案することとなっています。なお、今回認可について諮問する遊漁規則では、遊漁料の変更に該当するものではありません。

遊漁規則に関する制度の説明は以上です。

それでは、第6号議案の説明を行います。31ページにお戻りください。

漁業法第170条第3項の規定に基づき、大野川漁業協同組合及び鶴崎漁業協同組合から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

36ページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、40ページから47ページに、現行の大野川漁協及び鶴崎漁協の遊漁規則を掲載していますので参考にしてください。

37ページをご覧ください。変更内容は、1 あゆの遊漁期間の延長の1点です。変更内容の詳細については、次の38ページの新旧対照表をご覧ください。確認する時間をお取りしますので、ご確認ください。

では、変更理由についてご説明します。37ページに戻ってください。あゆの遊漁期間の延長です。現在、あゆの遊漁期間は「6月1日から10月31日までの期間内で組合が公表する期間内」としてありますが、気候変動によりあゆが産卵のため川を下る時期が遅くなっているため、10月31日を11月10日まで延長します。なお、大野川漁協及び鶴崎漁協からは、行使規則についても同内容の変更を含んだ認可申請を受けています。

39ページをご覧ください。本改正の施行予定時期は認可の日です。令和8年8月中を予定しています。

知事が遊漁規則を認可する要件についてですが、今回の変更内容は、行使規則と同様の変更をするものであり、不当な制限には該当しません。また、遊漁料の額に関わる変更ではないため、二つめの要件は関係しないものと考えられます。これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

後藤委員	遊漁期間が延びるという内容だと思うんですけど、１１月１０日ということになった背景はなにかあるんでしょうか。 例えばですよ、それまで１２月３１日までだったのが１０月３１日に変更になったと思うんですよ以前。短くなったと思うんです。今回延ばすんですよ。なぜ１１月１０日なのか、１１月３０日じゃだめなのか、なぜ途中で区切ったのか。
利光主事	以前１２月３１日までであったところが短くなったという経緯との関係までは把握していないですが、今回１１月１０日までにした背景としては、いわゆる大野川水域では落ちあゆを採捕するという遊漁、あるいは組合員さんによる行使が行われておりまして、昨年の水温の状況とあゆの下り状況をみて、１１月１０日までが落ちあゆ漁と産卵の保護のバランスをとるとそれくらいの時期がよいのではないかということでこの時期としたと聞いています。
後藤委員	１０月３１日では早くて、延ばしたいということなんでしょうけど、遊漁者としてはもうちょっと延ばしてもらった方がよいと思いますがこの背景を知りたかったので質問しました。
横松委員	なんで１０日なんかな。キリがいいから。
利光主事	昨年の落ち状況を見てというところで聞いているところですけど。
横松委員	大分川はどう。
秦（和）委員	大分川は禁漁区と県の保護水面の禁漁区を１１月末までだったのを１２月３１日まで延ばした。結局、それは産卵期のやつが産卵してふ化したやつが河口に下るわな。そうすると、それだけ多く下ったら翌年の３月に多く上がってくる、天然遡上が。 大分川が１年間天然遡上の汲み上げをした。それで、大野川は今年から天然遡上の汲み上げをした。養殖の放流あゆじゃ残らないんよな河川に。だから天然遡上を大事にするためにはそこを長くして河口のところに稚鮎が残るように、そのために延ばしてい

	った。 それを大野川は逆に短くした。
利光主事	遊漁期間を長くした、ということです。
横松委員	行使規則も。
利光主事	行使規則も同様です。
秦（和）委員	行使規則も遊漁規則も１１月１０日まで獲られるってこと。 今までは１１月になったら獲らせんやった。それを皆に獲らせるようにしたんやな。
利光主事	獲れる期間を延ばしたということです。
秦（和）委員	組合員も遊漁も今まで１０月３１日やったのが、１１月１０日まで延長したんやな。 大分川は禁漁区のところだけ。だいたい１１月になるとあゆは真っ黒になって美味しくないからな。
後藤委員	延ばすことに関しては、皆さん文句は言わないと思うんですけど、なにか背景があって１０日にしたのかなって思ったので。
秦（和）委員	大野川はこれまで１０月３１日やった１１月１０日まで延ばしたということは、組合員と遊漁から１０日間延ばしてくれという要望があったから延ばしたんやろな。
利光主事	そうです。背景としては、組合員さんからの要望ということで聞いております。
横松委員	なぜ２０日とかではなく１０日なのかという質問だったと思いますが、これは産卵時期とかとは関係ないんですね。
平野技師	去年まで試験場にいたんですけど、落ちあゆというのは基本的に産卵するために落ちてきた卵を持っているあゆが集まっている

のを、ころがし釣りとかで獲ろうという遊漁者とか、落ちてくるのを建て網とかで獲ろうとする組合員とか、今までの10月末までだと全然獲れなかったという情報は聞いていて、産卵期には入っているんですけど、少し延ばしてでも獲りたいという意見が多かったのが今回変更になった。ただ、延ばしすぎても来年戻ってこないの、そのせめぎあいの中で10日にしたんじゃないかと思います。

議長 勘違いかもしれませんが、去年産卵の調査をして報告されてましたよね。それで少し時期がずれているということだったかと。

秦（和）委員 令和7年は、あゆが11月になって一斉に下った。その年によって温度とかが違う。非常に難しいところ。

平野技師 年によるんですけど、大体水温が20度を下回ってから降河が始まるので、水温上昇によって降河時期、産卵時期が遅くなっているのは全国的にそういう状況であって、獲れなくなるというのもたしかに高水温とかが影響しているんじゃないかなと思います。大体今は産卵の盛期が10月末とかになるので、以前よりは遅くなっていると思うので、そういう状況もあって10日間延ばすことになったのかなと思います。

後藤委員 年によって違うのであれば、31日の方が良いんじゃないかというような気持ちも、遊漁者ですから長い方がよいという気持ちもあるんですが、資源保護という意味であれば、この10日間を伸ばすということでももちろん反対はしませんが、背景があつてのことだと思いご意見しました。

議長 今回は10日ででているんですけど、今後の事情をみながらひょっとすると将来延びるような可能性もなくはない、ということでしょうか。

秦（和）委員 行使規則の変更は総代会で決めますよね。総代会で決めて、県に認可してもらったら、改正された行使規則は1年遅れるんで

す。非常に難しいところなんです。

利光主事 今のところに補足なんですけど、規制を強める場合は周知の期間を設けるというところで、一定の期間がいるんですが、緩める場合には問題が起きることが考えにくいので、今回の大野川漁協さんの遊漁規則については認可後即日施行を予定しています。

 規制を強める時は周知期間を設けた方が良くのではないかと思います。うことでお話をさせていただいています。

後藤委員 では今年の８月からできるようになるということ。

利光主事 そうです。令和８年漁期からということですね。

議 長 認可をされれば、ということですね。

利光主事 そうです。今回の委員会で異議無しとの意見をいただきましたら、８月中に認可を予定しております。

議 長 他にご意見もないようですので、第６号議案の「大野川漁業協同組合及び鶴崎漁業協同組合の第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第６号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。

議 長 続いて第７号議案の「堅田川漁業協同組合の第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事 議案書の４８ページをご覧ください。

 漁業法第１７０条第３項の規定に基づき、堅田川漁業協同組合

から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

次の49ページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、54ページから57ページに、現行の堅田川漁協の遊漁規則を掲載していますので参考にしてください。

50ページをご覧ください。変更内容は、1 遊漁期間の変更、2 遊漁券取扱所の整理の2点です。変更内容の詳細については、次の51ページの新旧対照表をご覧ください。確認する時間をお取りしますので、ご確認ください。

では、変更理由についてご説明します。50ページに戻ってください。1の遊漁期間の変更について、規則に記載する期間内で別途組合が公表する期間内に制限できるようにするものです。組合員に対しては、従来から資源保護等の必要性に応じて、行使規則に記載した期間の範囲内で行使期間を制限していますが、遊漁者に対しても同様の仕組みを設けるものです。

2の遊漁券取扱所の整理については、遊漁券の取り扱いを新規の取扱所、廃業する取扱所、連絡先の変更が生じた取扱所があることから、記載を整理するものです。

53ページをご覧ください。本改正の施行予定時期は令和9年1月1日です。ただし、周知期間を要さない、遊漁券取扱所に係る改正は認可の日から施行します。

最後に、知事が遊漁規則を認可する要件についてです。1点目の遊漁期間の制限については、組合員に対しても同内容の取扱いとなっており、かつ定める期間も同期間とすると確認をしているので、不当な制限には該当しません。

変更の2点目、遊漁券取扱所の整理は遊漁の制限とは無関係です。また、変更のいずれも遊漁料の額に関わる変更ではないため、二つめの要件は関係しないものと考えられます。これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

後藤委員	最近オンラインでの遊漁券の購入が普通になっていると言うんですけど、これは漁協さんにとっては問題ないんでしょうか。釣具屋さんも含めてだと言うんですけど、オンラインで買っても特に影響はないんでしょうか。 立場上オンライン遊漁券を推奨してよいのかな、ということなんですけど、今までは取扱店さんがあってそこで購入していたと思うんですけど、それを通さずにオンラインで買うっていうことに対して、釣具屋さんとかに影響はないっていうことなんですか。
秦（和）委員	遊漁券の販売をオンラインでしているところとしていないところがあるやろ。実際は紙でしているところが主流じゃないの。オンラインで購入というのは実際にあるの。
利光主事	オンライン遊漁券を導入されている漁協さんは大分県の中でも約半分ございまして、漁協さんから話を聞く限りは、県外の方が買いやすくなったという声があったり、お店ですと朝早い時間帯に釣りをする場合に買いにくいところがオンラインだと買いやすいので、特に朝早い時間はオンラインがおすすめですよという周知をされている漁協さんもございます。
秦（和）委員	監視員は困るな。
後藤委員	遊漁券を購入する人の数は伸びていっているということなんですか。
利光主事	漁協さんにもよるんですが、特に県外の方を誘致するという点では便利だと聞いています。
後藤委員	監視員の方が確認するのが難しくなるっていうことで、販売増えていけばネットで注文してそのままということになると思うんですけど、増えていけば問題ないかと思いますが。
利光主事	監視員の件で言いますと、ものによっては携帯電話の中のGPS機能と連携して、漁協さんの方でどこにオンライン遊漁券を買っ

	た人がいるかがシステムで確認できるようなものがあるとは聞いていますが、一方で溪流などではGPS信号が入りにくいという話もお聞きするところです。
秦（和）委員	ちなみに、大分県内の漁協でそういうところは例としてどこですか。
利光主事	日田、大野川、玖珠郡、堅田川、番匠川などです。
秦（和）委員	ホームページかなにかを開いていないとできんな。
利光主事	ホームページが無くても、オンライン遊漁券の販売サイトで遊漁規則などを載せてくれていますので、堅田川や番匠川漁協さんもホームページを持っていないですが導入されています。
後藤委員	簡単な保険も付いていたりしますので、購入はしやすいのではないかなと思います。
秦（和）委員	遊漁者が組合員より多くなっている。
議 長	他にご意見もないようですので、第 7 号議案の「堅田川漁業協同組合の第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。
委員一同	異議なし
議 長	異議がないようですので、第 7 号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。 続いて第 8 号議案の「大分川漁業協同組合の第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。
参 事	議案書の 5 8 ページをお開きください。

漁業法第170条第3項の規定に基づき、大分川漁業協同組合から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

次のページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、64ページから70ページに、現行の大分川漁協の遊漁規則を掲載していますので参考にしてください。

60ページをご覧ください。変更内容は、1点で、遊漁販売店の整理です。

変更内容の詳細については、次の61ページの新旧対照表をご覧ください。確認する時間をお取りしますので、ご確認ください。

では、変更理由についてご説明します。60ページに戻ってください。

遊漁販売店の整理については、遊漁承認証の取扱いを停止し、また連絡先が変更となった販売店があるためです。

63ページをご覧ください。本改正の施行予定時期は認可の日です。認可は、令和8年の8月中を予定しています。

最後に、知事が遊漁規則を認可する要件についてです。今回の変更内容は、遊漁の制限には該当しません。また、遊漁料とも無関係です。

したがって、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

後藤委員

先ほどの話と被るかもしれないんですけど、買うところが少なくなると買いにくくなるということもあろうかと思うので、可能なら大分川漁協さんにもオンラインをお願いできればと思います。

松原委員

この変更の周知ってどのような方法でされるんでしょうか？ホームページとかでしょうか。

秦（和）委員	ホームページはうちは作っていない。作るとこういうことを、改正したことをホームページ上で操作ができるようになるんやけど、うちの職員はそこまで対応できてない。 ホームページで周知すればいいんよな。
利光主事	そうですね。議案書の３４ページをお開きください。遊漁規則は漁協の組合員さんだけではなくて遊漁者の皆様にも関係してくるものになりますので、法律で県の方から公示するようにと定められています。県報でも内容を公示しているところなんですが、加えて県のホームページで遊漁規則全て掲載しておりますので、その中で遊漁規則の全文と新旧対称表を公表することとしております。また、オンライン遊漁券を導入されている漁協さんにつきましては、オンライン遊漁券の販売サイトでも遊漁規則を公表されていますので、そういったところで遊漁者の方に知っていただくことになろうかと思います。
議 長	他にご意見もないようですので、第８号議案の「大分川漁業協同組合の第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。
委員一同	異議なし
議 長	異議がないようですので、第８号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。 これで議案の審議はすべて終わりました。 続いて、その他の事項にうつります。 「①漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」事務局から説明してください。
参 事	議案書の７１ページをご覧ください。 その他の①「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」です。漁業法第９０条第１項の規定により、漁業権者は、漁獲量をはじめとした農林水産省令で定められた項目について、都道府

県知事への報告が義務化されました。報告を受けた内容について、都道府県知事は必要な事項を内水面漁場管理委員会へ報告することとなっているため、漁業法第90条第2項及び第171条第4項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に対し報告を受けるものです。72ページが報告に係る鑑文です。

次に73ページをご覧ください。まず、1の「法の規定」についてです。

漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者は農林水産省令で定められた事項について、都道府県知事へ報告を行うことが義務づけられました。報告事項については、下の四角で囲まれた箇所に記載しておりますとおり、①漁業権の種類及び免許番号、②報告の対象となる期間、③資源管理に関する取組の実施状況、④操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、⑤組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況、⑥その他必要な事項と定められております。

また、漁業法第90条第2項及び第171条第4項の規定により、都道府県知事は、報告を受けた内容に関する意見を付して、内水面漁場管理委員会へ報告しなければならないとされています。

次に、2の「報告」です。大分県では、報告対象期間を毎年4月1日から3月31日までとしており、今回は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の報告です。具体的な報告内容については、次ページからの一覧表でご説明します。次の74ページをご覧ください。

表の構成ですが、左から順に「免許番号」「漁業権者」「漁業権の種類」「漁業の名称」「組合員行使権者数」「操業日数又は操業期間」「漁獲量」「資源管理の状況等」「適切かつ有効の判断」としております。

内共第1号を例にとってご説明します。漁業権者は山国川漁協です。免許は全て第五種共同漁業権で、魚種はうなぎ等計8種です。右から3番目にある漁獲量については、最も多いのが「あゆ漁業」で3,768kgとなっております。資源管理の取組として、漁業者による河川清掃や地元小学生との放流実施等に取り組んでいます。

そのほかの漁業権につきましても、同様の構成となっております。

す。時間をお取りしますので、ご確認ください。（３分程度確認時間を設ける）

議案書 73 ページにお戻りください。3 の「報告に対する意見」についてです。都道府県は漁業権者からの報告を受け、国が作成したチェックシートに基づき、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断し、漁業法第 91 条の規定による指導の必要性について検討を行うこととされています。「適切かつ有効」については、国の示すガイドラインにより、次のような場合を指すとされています。最下段の四角囲みの中をご覧ください。

「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」、「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」となっています。

これらを判断する際のチェック項目について、国の示したチェックシートがございます。議案書の 76 ページをご覧ください。チェック項目を簡単に説明しますと、上から「1 資源管理の状況等の報告」では、「資源管理の状況等の報告が出ているか」、2、3 の判断基準では、「漁業関係法令を遵守しているか」、「免許の適格性を有しているか」、「漁具や薬品の使用状況が適切か」、「漁場紛争への対応が適切か」、「資源管理を適切に実施しているか」、「漁場改善計画の取組が適切か」、「漁具等の放置がないか」、「危険物を使用していないか」、「漁場環境を悪化させていないか」、「有害物質を流出させていないか」、「魚類防疫の観点から適切な対応がとられているか」、「操業期間中、相当程度利用しているか」、「養殖密度が適切か」、「漁場の全てを利用しているか」、「漁場の持続的利用に向けた生産活動を行っているか」があります。なお、このチェックシートは海面の漁業権と同じものとなっているため、内水面の漁業権には該当しない項目もあるということをご理解ください。

73 ページにお戻りください。先ほどの報告内容及び当課で把握している通報等の情報を踏まえ検討したところ、全ての漁業権において、漁場が「適切かつ有効」に活用されていると認められると判断しました。

よって、今回は漁業法第 91 条の規定による指導は必要ないと

考えております。

報告については以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があればお伺いします。

後藤委員

カワウ対策でテグスを張るかと思うんですけど、この効果っていうのは実証できているんでしょうか。

平野技師

テグスの効果については、テグスを張ったある一定の期間は来なかったりします。ただ、カワウも結構頭がいいので、慣れきったらテグスの間とかから入ってきて餌を食べている事例もあるんですけど、逆にテグスに引っかかって死んでいるという報告も耳にするので、効果がないわけではない。

後藤委員

基本的には放流地点あたりにテグスを張ることが多いと思うんですけど、あれがどれだけ効果があるのかなと思いながら見ているので。

甲斐主任

昨年度の全国内水面漁場管理委員会連合会の研修会がありまして、その中でカワウについての説明があったんですけど、その講師の方からは一定程度の効果があるということで報告を受けています。

後藤委員

もうちょっと場所を増やすことは検討されるんでしょうか。

甲斐主任

テグスを張る労力を含めてのバランスになるのかなと思います。

後藤委員

労力のかかることだと思いますが、カワウ対策ももちろん無いと稚魚もいなくなってしまうと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

秦（和）委員

天然遡上のある春先、5月、6月ぐらいにテグスを張ると張ったところにはカワウは来ない。効果はある。ただ、6月の雨季に

水が出るとテグスが流れるんよな。きれいに。効果はあると思いますが、あとは人的にどんくらい張れるか。竿を使って投げてテグスを張って歩く。人の力だけでは川幅が広いので難しい。

確かにテグスは効果が表れます、2、3か月。

後藤委員

県の方もドローンとか何かで対策ができれば少し漁協さんも助かるんじゃないかなと思います。

平野技師

水産庁が発表している方法の中では、例えばドローンを用いて巣にドライアイスを入れる、ドローンを用いたテグス張りだったりとか、市街地でカワウがいる場合は、ドローンを用いてテグスを木を超える形で張って防除する方法があるんですけど、なかなかドローンを使える人が少なく、ドライアイスを入れるのも技術がいるらしくて、そういうところであまり広まっていけないという状況です。

後藤委員

ぜひ技術を駆使していただければと思います。

議長

いろいろ技術が進んでいるところがあるかと思いますが、可能な範囲で取り入れるものは取り入れていただければと思います。

秦（香）委員

いろいろ活動をされている中で、外来魚の駆除っていうのをよく見るんですけど、外来ウシガエルが定置網とかにたまにかかると思うんですね。漁をしている網に入ったとか。そういう時に組合員さんは、本来なら逃がさずにその場で処分しなきゃいけないということではあると思うんですけど、どうされているのかなっていうのと、ウシガエルはオタマジャクシの期間が長いのでその時に捕って駆除できればその分は減るので、そういう活動をされている漁協さんはいないのかなとこの資料をみて思ったのですが、なにかあれば教えてください。

そういった活動をすれば、資源の保護にはつながるんじゃないかなと思いました。

甲斐主任

毎年漁協さんがどれくらい増殖をしているかという報告の中に、外来魚駆除をやったという報告を挙げてきていただいている

んですけど、ブラックバス、ブルーギル、そのへんが多いかなというところで、ウシガエルの駆除状況については確認ができていないというところです。

秦（香）委員　大分川でも網に入ったとよく聞くので、広瀬橋のワンドとかにオタマジャクシ結構いたりするので、そういうのを周知していただけたら、もうちょっと資源回復につながるんじゃないかと思います。

議　長　他にご意見もないようですので、次にその他の「②全国内水面漁場管理委員会連合会令和８年度通常総会」について、事務局から報告してください。

甲斐主任　事務局の甲斐です。
議案書の78ページをご覧ください。５月２９日に、全国内水面漁場管理委員会連合会令和８年度通常総会が東京で開催され、久寿米木会長職務代理が出席しましたので概要を報告します。

81ページをご覧ください。８の「議事」についてですが、第１号議案から第３号議案について、いずれも承認されています。

91ページをご覧ください。第２号議案の令和８年度事業計画案及び収支予算案について説明いたします。次の92ページから本年度の計画がのっています。次の93ページをご覧ください。
８のブロック協議会ですが、当委員会は１１月９日、１０日に徳島県で開催される西日本ブロック協議会へ参加する予定です。

次に95ページをご覧ください。収支予算案です。都道府県からの負担金は例年通り１０万円となっております。本予算書については、収入に対して支出が多くなっていて将来的に予算が不足する恐れがあるのではないかと指摘がありましたが、事務局からは安価な会議室を利用する等の運用に努める旨回答があり、異議無く承認されています。

96ページをご覧ください。第３号議案で承認された提案書についてです。９７ページから１０７ページまでに具体的な内容を記載しておりますが、提案項目の見直しや内容の簡素化を行った結果、前年度のより３ページ分が削減されています。こちらの提案書に基づき、令和８年６月２６日に農林水産省、国土交通省、

環境省等の各省庁に対し提案行動を行っております。

総会につきましては以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

議長 他にご意見もないようですので、次にその他の「③地方自治法に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針について」について、事務局から報告してください。

参事 それでは、議案書の１１８ページをご覧ください。

令和６年６月２６日に公布された地方自治法の一部を改正する法律に基づき、普通地方公共団体の議会及び長その他の内水面漁場管理委員会を含む執行機関は「サイバーセキュリティを確保するための方針」を定め、公表することが義務付けられました。

サイバーセキュリティとは、インターネットやコンピュータを安心して使い続けられるように、情報が外部に漏れたり、コンピュータウイルスなどに感染してデータが壊されたりしないように、必要な対策をすることです。

当委員会としても方針を定め公表する必要がありましたが、当委員会については、大分県が方針として策定する「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」の適用範囲に含まれることとなったので報告するものです。

次の１１９ページをご覧ください。概要をまとめた資料です。

先ほど申し上げましたとおり、地方自治法の改正により、委員会を含む地方公共団体では、それぞれが管理する情報システムの利用に関する「サイバーセキュリティを確保するための方針」を定めて公表することが義務づけられました。

一方で、大分県では元々あった「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」について、その内容を改定することで、法に基づく方針とすることとしています。

そこで、当委員会としての対応を検討しておりましたが、①委員会における資料の作成や情報管理等は、大分県職員である事務局が実施しており、委員会独自のネットワークなどの情報システムが存在しないこと、②総務省からの通知により、複数の執行機関で方針を共有することは可能とされていることから、委員会独

自の方針を策定する必要はないと判断しました。

以上から、当委員会としては、大分県の「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」の適用範囲に当委員会を追加してもらうことで対応しておりまして、すでに令和8年3月2日付で施行されています。

資料中段左側に県の規程に記述されている項目を列記しておりますが、第4条の適用範囲を右側に抜粋しておりますのでご確認ください。

ところで、「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」は情報資産に対する脅威を定め、その脅威から情報資産を守るための情報セキュリティ対策の基本的な考え方を定めているもので、具体的な対策基準や実施手順については別途作成していますが、これらは公表するとサイバー攻撃の足掛かりとなる恐れがあるため非公開としております。

当委員会は公開を前提に開催しているため、具体的な対策基準等については議案資料につけておりませんが、なにとぞご了承くださいますようお願いします。

次の120ページから122ページに大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程の全文を、123ページと124ページに総務省からの通知文を参考につけておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

議 長

続いて、その他の「④特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について」事務局から報告して下さい。

参 事

それでは、議案書の125ページをご覧ください。

令和8年3月26日付で「特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」が成立し、内水面漁場管理委員会の報酬等について定めている「各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例」の一部が改正されました。これにより、内水面漁場管理委員会等にかかる報酬額が改定されましたのでご報告するものです。

次の126ページをご覧ください。改正の概要についてまとめ

た資料です。

1の改正理由ですが、特別職の常勤職員である教育長について、大分県特別職報酬等審議会の答申、国及び大分県における一般職の職員並びに他の都道府県における特別職の常勤職員の水準や改定状況等を考慮し、給料月額を改定することになりました。

これに併せて、平成22年4月1日以降、報酬額が改定されていなかった内水面漁場管理委員会等についても日額を改定することになったものです。

2の改正内容ですが、点線赤枠内をご覧ください。内水面漁場管理委員会等の報酬について定めている「各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例」の改正により、内水面漁場管理委員会の日額報酬について、会長は、1,100円増の31,100円、委員は、900円増の25,500円に改定されています。

なお、3の施行日に記載のとおり、条例は令和8年4月1日から施行されています。したがって、本日の委員会から報酬額が改定されることとなりますのでご承知おきください。

127ページから128ページに「各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例」の新旧対照表を、129ページから131ページに本条例の改正に関する大分県報の該当部分を載せていますので参考までにご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

議 長

これで本日予定していた議案及び報告がすべて終了しました。
他になにかありませんか。

秦（和）委員

1号議案と2号議案のところでお話すればよかったんですが、放流予定のあまごですね、瀬戸内海ではあまごの放流が義務付けられています。そのあまごの生産者が病気になって昨年からは生産ができていない状況があります。それで3万尾を大分川が放流して、大野川も同じ量くらいをそこから仕入れて放流していたんじゃないかと思います。そうした中で急遽業者の方がかなり重い病気になっていて令和8年度も生産ができない状況で、親魚がすでにいない。そうすると11月頃から採卵して生産に入るんだけど

実際のところそれができない。他の業者にもあちこち話を聞くんですけども、彼らも親魚が少ないし、養殖場の規模が小さいので手に入りにくい状況です。そうすると、親魚を確保して採卵してやるとなると令和10年度の放流になる。1年空くんかなという感覚になって、遊漁の人はおそらくあまごを釣るのに遊漁券を買ってやっているんで、非常に影響がでるというような状況でございます。

できましたら、平野さんをお願いしてどっか四国の方はないんかなという話もしながら、とにかく親魚をなんとかして、3月に放流ができるような環境を作ろうということで考えております。千匹でも二千匹でも放流したいと。

もう一つは漁業公社に言って、何かいい知恵はないかと言ったら、県の北部水産グループの方に専門に研究している人がいるということで、採卵して精子をかけて箱の中にいれて砂利の中に埋め込んで生産するという方法があるから指導を仰いではどうかということで、県と一緒に段取りをしていかないと悪いかなと思っておりますので。今年も放流計画はあるんですけど種苗が手に入らないという状況でありますので、できましたら北部水産グループの方とタイアップしながら考えたいと思いますのでご協力をお願いしたいと思います。

横松委員

大野川も一緒ですか。

秦（和）委員

大野川も一緒です。種苗が手に入らない。

議長

そのへんは県の担当の方、何かありましたら。

甲斐主任

この話は漁場管理委員会とも関係するんですけど、各漁協さんとしての対応になってきますので、県の中でもどこが担当になるかも含めて確認したいというところで、別途ご相談いただきたいと思います。

後藤委員

さっき言い忘れていたんですけど、カワウ対策で花火を使っているところが記載されているんですけど、これの安全性っていうのは確認していますか。

平野技師	基本的には花火の音でカワウを散らす感じで川に向けてうつんですけど、人がいないタイミングでうっている。
後藤委員	ロケット花火ですか。
平野技師	そうです。
後藤委員	昨今、山火事等がおきていますので、万一それで火が付いたあかつきには大変なことになるんじゃないかなと思いますので、これが有効かどうかという判断もあると思いますが、気を付けていただきたいと思いましたので発言しました。
議 長	他はよろしいでしょうか。あまごの稚魚とカワウの件は気に留めていただけると助かります。それでは他に無いようですのでこれで委員会を終了します。
参 事	久寿米木会長職務代理、ありがとうございました。また、皆様本日は長時間にわたるご審議お疲れ様でした。これをもちまして委員会を閉会します。 なお、次回の委員会については、来年1月頃を予定していますのでよろしくお願いします。

以上、第22期大分県内水面漁場管理委員会第4回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和8年7月29日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員